

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成17年2月25日(金)午後1時30分から午後4時まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 秋山秀樹, 市村允正, 江見康行, 北野聖造, 木村治子
楠 武人, 笹村政子, 西村恵三子, 橋本千穂, 播磨俊子
前野育三, 正木きよみ, 將積良子(委員長)(敬称略)

(説明者) 菱山泰男, 水口富美永, 和田 勉, 南 民和

(庶務) 田中敏治, 杉原哲治, 三好敏夫, 深 計之

4 議事(:委員長, :委員, :説明者, :庶務)

(1) 開会のことば(総務課長)

(2) 所長あいさつ

(3) 新しい委員の紹介

平成16年6月1日付け選任の江見康行委員の紹介があった。

(4) 裁判所からの報告

神戸家庭裁判所委員会の各御提言を受けて,平成16年11月から実施しております来庁者アンケートについて担当者から報告させます。

別紙第1のとおり

(5) 裁判所からの説明

それでは,ここからは本日のテーマとなっております神戸家庭裁判所における少年非行と教育的措置についての意見交換に入っていきたいと思います。まず,少年首席書記官から,神戸家庭裁判所における統計から見た少年事件の動向について,説明します。

別紙第2のとおり

次に少年審判手続及び審判での教育的措置について,神戸家庭裁判所少年部で

少年事件を担当している裁判官が説明します。

別紙第3のとおり

最後に、神戸家庭裁判所における家裁調査官が取り扱う教育的措置について、首席家裁調査官が説明します。

別紙第4のとおり

(6) 意見交換等

今裁判所が報告しましたことについて、御質問ないし御意見をお伺いします。

今御説明を伺った中で、全部の新受事件数が年間で約1万4,5千あり、そのうちの4割近くが審判不開始ということなんですけれども、そうすると調査命令にかかる事件が6割近くで、審判不開始は家裁調査官は全く関与しないということなんですか。

そういうわけではありません。調査を経てないものもありますが、調査を経た上で審判不開始になっている事案もあります。調査を経た結果、審判を開くまでもないと判断した場合については審判不開始で終えているのが現状です。

家裁調査官は全少年事件の中でどのぐらいまで関与されているのですか。

裁判官の判断で調査命令を出されるんですが、例えば年齢切迫、もう間もなく20歳になるとか、非常に特別な事件は調査命令がなく即裁判官が審判されることがあるかもしれませんが、簡易送致事件と、法的調査の上で明らかに移送回付、よその庁が管轄権を持っているというような事件以外はほぼ全件調査命令が出ております。

少年事件の家裁調査官の方は何名いて、手持ちは何件あるのでしょうか。

本庁の少年係の家裁調査官は10数人おります。担当する件数は概数を申し上げますと、新件として分配されるのが、身柄付き事件がほぼ平均すると月3件強ぐらいでしょうか。5件とか6件のときもあります。それから一般の在宅事件も担当しています。身柄の3件強を入れて、月に1人15件から20件ぐらいは担当しています。もう少し多いときもあります。そのほかに交通事件の処理があります。

そうしますと、家裁調査官のところを通らずに審判不開始に至っているのは、簡易送致の件数ということですか。

簡易送致と、あと、調査を経ずになされる終局処分としては年齢超過もありま

す。

学生のボランティアによる学習指導とかキャンプとかは、みんな試験観察の段階で行われるものなんですか。それとも、保護処分決定が出た後、保護観察になった少年たちに行われるものなんですか。

試験観察中の少年に対する保護的措置として行われています。

というと、それほど人数は多くはないんですか。

先ほどの説明のとおり、学生のボランティアによる学習指導は、16年4月から17年2月まで延べ80回くらい行っています。

これに参加するのは任意ですか。

これは、それが適当だと思われる少年を選択して、通称学ボラと言うんですけど、学生ボランティアの方々をお願いしているということでございます。その少年のニーズもございませうし、少年の資質であるとか状況を見て、お願いしているということです。

それで、先ほどちょっと試験観察というお話が出ましたが、ある程度一定の期間継続してするものですから、主として、試験観察中にこれを活用させています。ただ、試験観察決定前のいわゆる調査の段階で、これを活用するというものはないことはありません。そういう場合は調査期間が少し長くなります。

私は、兵庫少年友の会に属しています。友の会というのは全国的な組織なんですけど、兵庫少年友の会ができましたのは多分平成4年ぐらいだったと思います。その中で、学ボラというのは大変全国的に有名な、神戸の活動だというふうに私は聞いてはおります。

私が直接かかわっているのは援護部です。審判の結果で、委託先に少年を連れていくときに、身の回りのものを何も持っていない少年もいますので、そのような少年のために本当に日常の最低限の支度、ジーンズであるとか下着であるとかそういったものの買い出しにまいりまして、8000円ぐらいの予算で、かなり少年の希望もいろいろ考えて購入し、ストックをしております。それを家裁調査官の方が、委託先へ行く少年に持たせるという活動もいたしております。

それから委託先へ訪問して、少年の様子であるとか、あるいはその受け入れをしてくださっている方々の意見を聞いたこともあります。

今お話のあった対象の少年たちの年齢ですが、中学校に在学している14歳の

子ども対象にされているのか、どの辺の年齢が中心になっているのかを聞きたい。

学習指導は中学生が主な対象者になります。中には卒業しているけれども夜間高校に行きたいとかいう人もいますので、少ないですけども中学を卒業した人も対象になることもあります。

それから奉仕活動は数日から2週間前後ですから、中学生でも、対象になることもあります。やはり中学生よりも上の年齢の子の方が多いかなという感じもいたします。

それからキャンプでございますが、これは中学生もいますけれども、16、17、18歳ぐらいの少年の方が多いかなというところです。

それから身柄付きの補導委託は、これは地域から離れることになりますから、中学生にはちょっと難しいところがあるかなと思いますが、例えば不登校が続いていたり、地域で少し問題があるというような中学生について、学校に御理解いただいてということになるんでしょうか、むしろ学校の御希望もあってということでしょうか、その地域から離してしばらく様子を見るということで、身柄付きの補導委託になっている少年が、現在私が知っている限り1人あります。

お聞きしたのは中学生、いわゆる14歳になってから家庭裁判所にお世話になるというケースで、そのほとんどが審判不開始あるいは不処分になって学校へ帰ってくるケースですね。ところが現実問題として、その子に家庭裁判所での審判の後をどう継続して指導していくかという問題が非常に大きいです。正直言って学校現場はあっぱあっぱの状態です。

それからもう一つは、警察にかかって、事件にするということが決定してから審判開始までの期間が、これまた随分長い。一旦は警察に保護されて事件のことをいろいろ取り調べられて大きく反省はするんだけど、それから審判までが長い、審判が済んだ後が何も無い。その子供の指導なり面倒を見てくれるという機会が非常に少ない。それが、今一番大きな問題になっておるんじゃないかなと思ってます。

警察が捜査をした場合は、全件送致主義ですので、罰金以下の刑についてのみ家庭裁判所の方へ警察が直接事件を送るということになっており、ほとんどの事件は検察庁を通ります。身柄付きの事件であれば原則10日間身柄拘束をした後に犯罪の嫌疑がある以上は家庭裁判所に送るということにはなってますので、身

柄付き事件の場合は家裁送致まではそんなに時間はかからないかと思います。在宅の場合でもやはり年齢のこともありますし、早期に家裁送致をしなければならぬという指導を徹底しております。警察ではごくまれになかなか所在がつかめぬとかで、事件の送致が遅れることはあるんですけども、検察庁は速やかに家裁送致をしているので、家裁送致まではそんなに時間はかかってないはずですが、確かに私も家庭裁判所に事件が送られてから審判の決定が出されるなり、それがどれくらい時間経過をしてからなされているのかお聞きしたい。

検察庁の方から送致をされましたときに、記録を見て、非行時期から多分に時間が経過をしているなど判断した場合には、裁判所としましてはなるべく速やかに処理するように、記録の表紙に注意書きをして、書記官並びに家裁調査官も含めまして、早期に処理しているのが実情です。

やはり警察段階で遅れている事案が、かなりあることは否定できないと思います。担当の警察官にしても人員不足もあって、なかなか手が回らないというのはこちらの方でも伺っておりまして、そういった面から最終的な処分までの時間がかなり経ってしまうということがあります。そういった事案については裁判所の方でも調査、審判においてかなり苦労しているところがありまして、親としては非行当時と大分生活状況が変わったのになぜ今の段階になって調査に呼ばれなければいけないんだ、審判をやらなければいけないんだというような苦情が出る場合もあるので、その点で苦慮することがあります。裁判所においては、身柄事件については、こちらも身柄をとっている間に最終的な処分をしなければいけないので、長期化の問題はありませんし、在宅事件についても、場合によって少年と連絡が取れなかったりというような事情があって伸びる場合もあるかもしれませんが、大体おおむね2、3箇月で終局処分に至っているのが私の印象になります。

審判不開始の場合も何か教育的措置はとられているんですか。

先ほど申し上げましたように、個別に面接することをベースにしながら、その事件について具体的に少年に内省させたり、反省文を書かせたり、説諭をしたりというような、いろんな教育的措置というんですか、働きかけをした上で、裁判官に審判不開始の意見を出しているということになりますので、決して何もしてないということではありません。先ほど申し上げましたいろんな講習とか、場合によっては審判不開始相当の少年であっても、必要に応じて受講させたり、話を

聞かせたりしていることもあります。

不処分の場合は審判で内省を促していますね。

その関係で、先ほども説明しましたが、やはり処分しか頭がないということ自体が本当に問題だと思うんです。審判をやっていると学校の方でも警察の方でも処分以外頭なくて、処分以外の不利益というものを非常に忘れていてはないかと感じることも多いです。実際、処分以外にも、特に信用を失ってしまうところは非常に大きなマイナスでして、そういったところを審判で聞いても答えが返ってこない場合が多いのは問題です。実際に少年に対して、こういう犯罪をして見つかって、どういう点が君にとってマイナスになって、不利益になったとか、損になったとか聞くんですけど、人に迷惑をかけた、家族とか被害者に迷惑をかけたぐらいは少年によっては出るんですけど、それすら出ない子もいますが、その程度でとどまって、それ以上に不利益になった点について述べられないことが多いのはかなり問題ではないかなと私の方としては感じております。

14歳未満の少年で家庭裁判所で扱われる人数とはどれぐらいですか。

神戸家庭裁判所の取扱いはありません。

そうですか。全国的にもほとんどないのですか。

極めて少ないんじゃないでしょうか、ちょっと統計はわかりませんが。

先ほどもいろいろな奉仕活動とか、学生ボラとかの話がでていますが、それを一つ一つ決めるに当たっては裁判官が決めていくんでしょうか。それとも家裁調査官にお任せして、家裁調査官の方が、この子の場合は学ボラにとか、奉仕活動にと、そういうふうに判断していくということでしょうか。

家裁調査官がどういう措置が適切かを考え、裁判官にそれを意見具申し、裁判官からの指示を受けています。

いろんな決定が最終的になされると思うんですけれども、そのフォローアップといいますか、その決定でその少年がどういうふうに更生したかというのは、何か家裁でつかんだりされているんでしょうか。

少年院に送致した少年につきましては、少年院に行った後の動向を視察する、動向視察と呼ばれるものがあります。ただ、それ以外にフォローアップとしましては、やはり執行の機関に事件が行ってしまいますので、こちらの方で把握するというのはなかなか難しいのが現状です。少年院を仮退院したら少年の方から手

紙が来るなどはありませんけれども、それ以外に特に思いつかないです。

家庭裁判所において被害者に対する配慮あるいは少年との接点等、どのような対応をとられているのか、お聞かせください。

平成13年の少年法改正によりまして、被害者への配慮ということで3制度あります。事件記録の閲覧コピー、意見陳述、それから審判結果等の通知、これが大きな柱だと思いますが、平成13年以降、その3つの制度についての被害者の方々からの申出状況を若干御説明させていただきたいと思います。

まず、被害者の方からの意見の聴取の申出数は、13年以降38人、閲覧等の申出件数は95人、結果通知の申出数が98人という状況です。その被害者の方々にこういうような制度がありますということ、ある意味PRする必要もあろうかと思いますが、毎年裁判所の方でリーフレットを作成して、それを兵庫県下の各警察署と地方自治体に送付しています。多分、捜査機関の段階でも被害者の方にそのリーフレットを活用して説明等もされておられるのではないかと思います。もちろんそれを聞いた上で、被害者の方から裁判所の方にこの3つの制度についての問い合わせ等がありましたらそのときには裁判所の方で説明をして、申出の用紙等を発送させていただいて、裁判所に申し出ていただくというようなことをしております。

今初めて家庭裁判所での教育的措置について、いろいろ聞かせていただいたんですが、私ども高等学校においても生徒指導という部分でやっていることを裁判所でもしていただいているのかなというふうにお伺いをしました。一番初めのところへ戻るんですが、私どもとしてはできるだけ学校で指導をし、そして特に犯罪を起こすということのないような努力をしているわけですが、学校の中でもいろんなことがあります。そうした場合に学校で指導をするという段階の域をどの程度出たら、この家庭裁判所等でお世話になるのか、どういう形で家庭裁判所の方に生徒がお世話になるのかということをお教えいただきたいんですが。

程度といいましても、裁判所としてはやはり事件が送致されてきた段階でかわることになりますので、捜査段階でどういう事件で立件するかどうかということがメインになってくると思います。こちらの方でこの程度ならこちらで扱うということは決められません。

少し重ねてお伺いしたいんですが、ぐ犯少年について、警察等からでなく、一

一般人から家庭裁判所に通告があった場合は、当該少年とどのようにかわられるのですか。

そもそも一般人から通告されるということはまず非常にレアなケースです。こちらの方としても事件を立件するに際しては、やはり資料が調べてませんと、その後処理できない関係もありまして、やはり警察官を通してこちらに事件がかかってくるのが実態であります。

基本的には、警察の方でお世話になった後というふうなことを前提にしておけばいいんですね。

そうですね、一般人からの通告がございませんので。ただ、ぐ犯で事件が係属するということは、例えば今先生がおっしゃる学校でいろいろ問題行動があると、集団生活の中で非常に適応がうまくないという生徒が、すなわちぐ犯で立件して家裁に係属する少年とはいえないんですね。

と申しますのは先ほどの話の続きなると言うんですけども、その少年を将来放置すれば、家出があるとか、親の指導に従わないとか、いろんな事由があって、しかも犯罪を犯す危険性、おそれがあるというふうな非常に厳密な要件があって初めて、ぐ犯ということで家庭裁判所で調査審判の対象になると思うんです。

したがって、非常に要件が厳密な部分がありますので、警察の方からぐ犯ということで送致されるということが圧倒的に多くなるのではないかと思います。問題行動があるからといって、すなわち家庭裁判所ですぐに調査審判にかかるというようなものではないと理解しておるところでございます。

先ほど言われた被害者との接触についてはどうですか。要するに、被害弁償の関係もあると思うんですけどね。

被害者との関係で言えば、意見聴取の制度が新しくできましたので、その関係からいいますと、被害者の方が裁判所に意見を言うことができて、家裁調査官に意見を言ったり裁判官に意見を言うということがされています。理論的には少年のいる場でそういう意見を述べることも可能ですが、大抵の被害者については裁判官に意見を言えば足りるということです。

私が担当した事案については業務上過失致死、強姦、誘拐の事案で意見聴取したことがあります。

あと、被害弁償の関係は審判でももちろん確認しております。その段階で済んで

ないときは、今後被害弁償するためにどういうことをすべきかということ、具体的に保護者を含めてその意見を聞いて、本当に被害弁償する意識があるかどうかを確かめています。

先ほどのやりとりの部分で、私は中高の学校にも属してませんし、家裁調査官でもないの、外からの意見になって逆に申しわけないような気もするんですが、学校の先生とか家裁調査官の方のお話を別にこういう場所じゃない所で伺う機会も多いので、少し意見を言わせていただこうと思います。

私は学校の先生に少年法とか家裁の家裁調査官の人たちがやっていることについて、もっと多く知ってもらう必要があるのではないかと強く思っています。私は、学校の先生は基本的に余裕がないところから、少年法に対して無理解が出ているところがあるのではないのかという気が時にします。それはどういうことかと言いますと、学校で本当にもてあまして大変な子を、こんなひどい子を、ちょっと裁判所に行って罰してもらおうみたいな感覚が、やはりどうしてもあるんですね。

だから逆に、学校では余り問題ないのに、ふとしたときに窃盗で、たまたま捕まったという場合は法に触れてますから警察、裁判所と回っていくんだけど、学校の先生からしたら、そんな子はそんなにしてもらわんでもいい、もっと大変な子がいる、あの子こそ捕まえて罰してほしいみたいな、そういう感覚の中に警察とか家裁がイメージされている部分があると思います。大変な子は、法に触れるかどうかとか、そういうあたりのところではないのです。

それと同じような意味で、保護観察とか要するに地域に舞い戻ってきたら、あんな悪いことをしているのに戻されて、僕らはどうしたらいいんだ、そういう感じに先生たちが追い込まれてしまうというか、せっかく捕まったんだから、どこかでどうかなって帰ってきてくれるかと思ったら何にもなしに帰ってきたというような、それを私は先生を単純に責めることはできないと思うのです。だけれども、やはりすごい勘違いだと思うのです。

少年法の精神は先ほどから言われているとおりですし、それは先生たちが教育の視点から必死になって取り組まれていることと同じで、そのあたりを共有できていない分だけ、何であんなひどいやつを帰してくるんだというような不信感が生まれたりしている部分があると思うのです。

私は、家裁調査官の方たちの取組はある意味で感動的なわけで、少年の側からいうと初めて自分のことを真正面から見てくれた人がいたという感情を持つ、学校の先生も聞いてくれなかった話を聞いてくれて見つめてくれたみたいな感じを持つ子もいると思うんですが、これもやはり家裁調査官の方々の取組のすばらしさということもあるし、学校の先生が余裕を持ってないという状況の中からこぼれていく子供たちの実感だと思うのです。

そのあたりで、どうしてもどこかで溝があるような感じがあって、それは非常に残念なことだという気がするのです。だからもっと交流があってもいいし、物理的に余裕があるかどうかわかりませんが、ノウハウ的な部分を交流し合うことがあってもいいというように動かないと、せっかく保護観察にした子供たちが結局はケア、配慮の行き届かない状態の中に放り出されるという結果になると思うので、その辺をぜひ工夫していただけるとうれしいのかなと思ったりします。

どんな先生と話されたのかわかりませんが、全部が全部そういう先生ばかりじゃないです。

もちろん本当に、それは、そのように受け取られたのでしたら撤回します。

実は、先ほど私が申し上げましたけれども、審判不開始あるいは不処分で帰ってきた子、私たちの思いとしてはがっかりした部分も正直、確かにあります。しかし、初犯であれば大抵のケースは審判不開始になり、帰ってくるということはわかっていますから、その次はどうするかと、次々の手は学校なりにちゃんと手を打ちますし、考えてます。

ところが、一番私たちが苦労するのは、かつては児童相談所のケースワーカーたちがそれらの子を後々まで面倒見てくれたんですが、今はもう児童相談所が児童虐待に追われて、あっぴあっぴで少年非行については手をつけてくれないという状況です。補導所も、神戸市の場合でいいますと青少年補導センターというのがありますが、これは不登校にかかり切り。いわゆる非行傾向を持つ子供たちへの指導が一番手薄になっています。

したがって、裁判所のかかわりということが非常に大きな子供たちへのブレーキになります。裁判にかかわる、あるいは家裁調査官に2箇月か3箇月に1度ぐらい呼び出してもらう、そのことだけでも物すごい大きなブレーキになります。これは非常に助かってます。それ以外に私たちが一番頼りにしているのは地元の

警察の少年係です。少年係は非常によく動いてくれます。それから県警の補導所の担当官たちも非常によくきめ細かく動いてくれます。ですから、その方たちと常に連絡をとりながら地域での生活を見守っていく、これが大きな効果を上げております。

だから、決して、学校だけでは面倒が見られへん、どないしょう、帰ってこなかったらいいのというような単純な問題ではなくて、学校全体でかかわりながら、考えながら、いろんな手を尽くしております。

私の言い方が本当に悪かったと申しわけなく思っています。

私はだから大きく言って学校の方がしっかりしなければいけないとか言いたいのではなくて、今全体に、人間のことを扱うのに人手が足りなさ過ぎるという問題はすごく大きいということを究極は言いたいわけです。

私たち心理をやっている仕事をしていきますと、今ある種、世の中というかマスコミの方もいらっしゃって何か言うとあちこち引っかかりそうでちょっと怖いですが、心のケアが問題になりますと、心のケアについてのというのはかなり中心的に、何かあるたびにいわれたりするわけです。私たちの仕事はそこにもかかわりがありますから、それはそれで大事なことなので、やっと取り上げられるようになったというのはすごくありがたいわけですが、実際には私たちの卒業生は兎相にも行きますし家裁調査官になる子もいたりして、例えば今おっしゃったように兎相なんか、本当にケースワーカーの人たちはまるで手が足りないわけです。

家裁調査官の方だって、結構何というか医者とか、裁判官の方は最後の決断の部分の処理のところでものすごい責任とエネルギーを持たれますけど、そこではいわば出てきた書類に対してどれだけ正確に判断できるかということなんですけど、多分教育とか心理の方の仕事は、それをするための資料をどれだけ丁寧にその人間に即して集められるかということなので、時間が要るわけですけど、その辺のところにかかわる人間の人数の密度というのは、例えば心のケアに行ったら、その分増えているのではなくて、ほかのところでも手薄になるみたいな形で、そういう状況の中でやはり起こってきていることなんだろうと思うのです。

だから、ほかでも、この前でも全部そうでしたけど、少年法でも委員会としてもし話をするなら本当に教育的な部分というか育成も含めて考えたら手が足り

ないよと、学校にも裁判所にも手が足りないよというのは、やはり声を出さないといけないのではないかなと思います。今、心のケアに関してだけは一定何か注目が集まっているので、しかもそういうものには時間がかかりますというのをマスコミで一生懸命言ってくれているので。人間の心は回復するのにいくら頑張っても時間が要るのです。そこは言ってもらえているんですけど、こういう子供たちだって全部一緒なんで、それをとにかく短期でどう処理できるかみたいな話だけで持っていかれると、とても困ってしまう。早く処理しないとたまるからだめなんだろうという方に話が行ってしまう危険性はすごく思いますので、言わせていただきました。

保護者に対する措置ということで、保護者の会というのができましたね。それで、具体例というのを何か提供できませんか。

私は、以前担当していた少年事件で、少年のお母さんが、保護者の会に出席することができました。その保護者の会で、別の少年の保護者が、子供をどういふふうに育てたらいいかわからないということ、非常に悩んで話をしたときに、前の少年のお母さんが、自分の生き立ちを話して、それからその会が非常に深まったという話を聞きました。同じ立場にある方がそういうところで話をすることだけで、かなり話が深まって今後の少年の育成にプラスになることがあるということを私は実感いたしました。

その保護者の会というのは当庁では14年4月から試行を始めまして、15年5月か6月ごろから本実施ということしております。今、委員が紹介されましたのは、本当にその保護者の会がうまく行って成果があったケースであろうと思います。毎回、数人の保護者に集まっていたくんですが、確かにそういうことに関心のある方が集まられますので、本当はもっと問題を抱えた保護者が多いのに、集まっていたきたい方にはなかなか集まってもらえないというような難しい問題があるんです。

そこに集まった保護者の方は、だれか、今のように少しリーダーシップをとるとかオピニオンリーダーになれるような方がいらっしゃって、いい話ができるという方がおられたら本当うまくいくことがあるんですけども、何せそこで初めて会う保護者の方々ばかりですので、いろんな家裁調査官がその保護者の会にそれぞれ担当しているケースを入れますので、常にそのように成功するとは限らな

いかと思います。

それで、やり方といたしまして、さあ今から話しましょうといっても難しい話で、なかなかそうは進まないということで、先ほど申しましたグループワークの手法で、これはアイスブレイキングというんですけど、初対面の固い雰囲気をはぐすとか、安心してその場にいることができる人間関係をつくる雰囲気づくりですね。少し気持ちをほぐすようないろんな、例えば絵をかいてそれは何を表しているかということ話し合ってもらったり、緊張をはぐすようなゲームみたいなものを少し取り入れたりしまして、そのほぐれた段階から話し合いを進めていくということになるわけです。

具体的なエピソードと申しましてなかなか難しいところではありますが、それぞれ、話をさせていただいて、それに連鎖的に次のお母様方が自分の思いつくところを、実はこういう点を悩んでいるんですけども、こういう点についてどういうふうに考えられますかというようなことで、次々話をつないでいくというようなことになるわけです。家裁調査官は何か指図をしたり、何か説教めいたことを言ったり、説諭的なことを言ったり、というようなことはしておりません。保護者の方々から出る言葉をうまくとらえて、その話を次に振っていくと申しますか、会が盛り上がるように舵取りをするという、そんなことをやっているわけです。

だから、必ずしも非常に感動的というわけではないんですけども、ただただ、こういうことは格好悪いことでもありますし、自分の子供の非行のいろんな問題や悩んでいることを近所の人や親族に相談できないというお母さんが多いので、本当に共通の悩みを持っているお母さん方、お父さん方がそういう気持ちを出し合うということだけで、ある意味で十分効果があるというのか、十分参加した甲斐があるというのか、そういうものだと思っております。

必ずしも非常に目からうろこが落ちたような変革というのは難しいですが、とにかく地道に切々と進行させているということを紹介させていただきます。

昔と比べて今は受託、受けてくださる補導委託先が非常に減って、少なくなっていると、特に民間で個人の部分が減っているという話を聞いているんですが、補導委託先を増やしたり、協力してくれる方々を上達させたりする、工夫か何かをしているのですか。

それともう1つは、その補導委託先としてどういうところがあるのですか。

現在、神戸家庭裁判所が中心庁になって補導委託先としてお願いしているところが、身柄付きの補導委託と申しますが、先ほど申しました身柄をそこに一定期間預けるという補導委託先が今20数箇所ございます。大阪家庭裁判所が中心庁になって共同利用させていただいているという補導委託先もほかにあります。それから、社会奉仕でお世話になっている補導委託先が今約10箇所確保させていただいています。

神戸受託者協議会というのができましたのが30年ぐらい前かと思うんですけども、そのときに中心になってやっていただいた方から、2代目、3代目となかなか続いていかないようなところがありまして、高齢化が一つの原因でもありますし、また従前の委託先は本当に個人で御商売をやっておられるとか、個人営業で工場をやっておられるとか、そういうふうな個人のお宅が結構あったんですけども、やっぱり社会の状況も変わってまいりまして、なかなか2代目、3代目が難しくなる傾向があります。それで減ってはいつているんですけど、そんなに恐ろしく減ったということではありません。

一方で需要が多くなってまいりますので、神戸家庭裁判所でも所長の許可もいただきまして、家裁調査官を中心に補導委託の新規開拓をどんどん一生懸命、草の根的にやっております。今年度、5、6箇所は新規開拓ができました。今登録中のところもありますし、既に2、3箇所ぐらいは登録も済ませました。

特徴といたしましては、最近知的障害者施設であるとか身体障害者施設であるとか特別養護老人ホーム、そういう施設の関係の方が身柄付きの補導委託、少年を預かって、奉仕活動をさせていただけるというところは、社会の風潮もあるのかなと思うんですけども、割と開拓しやすいです。

しかし、本当に私たちがイメージするお父さんがいてお母さんがいて、家庭というものがあって、そこに少年を預けて、今まで体験したことのない温かい家庭生活を味わわせていただけるような個人の補導委託の開発は、なかなか難しくなっていることは事実です。ただ、ある地域の従前からの委託者の方々は本当に自分の家に少年を預かってくださいますし、そしてその奥さんがいろいろ食事の世話から、身の回りの世話もしてくださいますし、家族と一緒に寝起きしていただいているところもあります。そんな状況で、引き続き開拓については一生懸命に取り組んでいきたいと考えているところです。

よろしいでしょうか。それではこの点についての意見交換はこれで終わりたいと思います。

(7) 次回の家裁委員会のテーマについて

次回の家裁委員会のテーマは「神戸家庭裁判所における人事訴訟について」に決定した。

(8) 次回日程等

次回委員会の日程は、平成17年6月15日(水)午後1時30分から午後4時までと決定した。

(9) 所長閉会あいさつ

(10) 閉会のことば(総務課長)

(別紙第1)

1 アンケート用紙

アンケート用紙の文字が小さいとの委員からの指摘があったので、字を大きくした。

2 アンケート利用の概要

・ 総回答数及び内訳

平成16年11月1日から17年2月10日までの回答者総数は21人で、月平均5人、男女比は、女性16人と男性5人で、年齢構成は40歳代が一番多い。

・ 回答結果

ア 用務先

受付、書記官室、調査官室などの事件関連の用務が全体の73%を占める。用務先が分かりやすかったかどうかは、普通と分かりやすかったで90%である。少年書記官室への来訪者で、用務先が分かりにくかったと回答された方がいるが、詳細が記載されてなかったなので、その理由は分からない。今後、庁舎の用務先が分かりにくいということであったら、案内板関係の検討をしたいと考える。

イ 目的

裁判所へ来た目的は、調停、審判、調査官の調査等への出席者と、手続相談を合わせると90%になり、回答者のほとんどが事件関係で来庁された方である。

ウ 職員の対応

よいと普通とを合わせて81%の方が職員の対応に特に問題を持っていないとの結果である。説明内容の分かりやすさについては、普通と分かりやすかったを合わせて86%の方が特に問題ないとの結果である。対応が悪い、説明が分かりにくいとの意見については、関係部署にそのような利用者からの声があったことを伝えて、研修とか部内のミーティング等の機会を利用して職員に周知をさせて、改善を図っていくことを行っている。

エ 施設や設備等の利用しにくいと感じるところ

71%の方が利用しにくいと感じられているところはないという結果であった。

オ その他

アンケートの結果を受けてではないが、正面玄関横に幼児連れの来庁者のためにベビーカーを設置した。また、2階と3階の男子トイレにベビーシートを設置した。

(別紙第2)

神戸家庭裁判所(管内支部も含む。以下数値はすべて速報値)の平成16年度少年保護事件の新受人員は1万4,300人余りで全国の裁判所別では5番目程度に位置している。平成11年度以降の少年保護事件の新受人員については、道路交通保護事件が年々減少し、一般保護事件(道路交通保護事件を除き、業務上過失致死傷事件を含めた刑法犯、特別法犯事件)の新受人員は15年、16年と2年続いて若干減少しているが、1万1,000人を上下しながらほぼ横ばい状態で推移している。

次に一般保護事件のうち刑法犯の新受人員を非行別に上位から見ると、平成16年度は、窃盗、横領及び遺失物横領、業務上過失致死傷、住居侵入、傷害及び同致死の順で、15年度と比較しても、ほぼ同程度の状況にあり、大きな変化は見られない。

近時、少年による凶悪犯罪の増加が問題となっているが、神戸家庭裁判所における凶悪犯罪(強盗、殺人、放火、強姦の各罪)については、平成13年度以降の新受人員は、13年度が73人、14年度が69人、15年度が91人、そして16年度は64人となっている。ただし14歳未満の少年による事件は、いずれの年度においてもない。

平成16年度中に終局した一般保護事件の人員は約1万800人余りである。これを終局決定別に見ると、不処分、審判不開始で終局した事件の割合が約73%、保護処分
で終局した事件が約12%、いずれも15年度と比較し横ばいの状況である。また、刑
事処分相当として検察官送致した事件の割合が約0.4%、人員にして44人で、15
年度と比較して16人の増加となっている。この44人のうち、13年の少年法改正に
よる原則検察官送致事件は1人であった。また、16歳未満の検察官送致事件はゼロと
なっている。そのほかに児童相談所長等の送致事件が24人いるが、これも15年度と
同数である。

(別紙第3)

1 少年審判手続

(少年審判手続についての説明は省略。同手続について知りたい方は、最高裁判所ホ
ームページ、裁判手続の「少年事件について」を参照されたい。)

2 教育的措置

裁判官の立場としては、裁判官として教育的措置をするのはやはり審判の場という
ことになる。審判以前に、観護措置を執るときに少年と接することはあるが、審判で
の教育的措置が中心ということになる。

少年に対して教育的措置を図る観点でいつも注意していることは、内省を促すのが
主であるが、犯罪が悪いことについては、ほとんどの場合は分かっているので、それ
以上の物事の考え方を教えるようにしている。

実際に審判を担当していると、学力不足がかなり深刻で、平仮名しか書けないよう
な子供も非常に多いし、思考力不足もあり、具体的に物事を考えるという力が乏しい
子が多い。自分の快、不快を優先させて行動する傾向も強く、友達に流されて行動し
てしまうことが多い。そういったこともあって、自分で物事をよく具体的に考える癖
をつけるためもあって、いろいろ物事の考え方を教えるようにしている。

特に審判で注意している点は、原因の把握と原因の除去・改善である。原因の把握
を少年とともに考えることはかなり強調している。少年と保護者の関係について、審
判で改善を図ることはなかなか難しい面があるが、問題点は喚起するようにしている。

少年については、非行事実に関しての少年の認識とか反省状況、更生意欲とか危機感などの少年のやる気を喚起するところとか、思考・行動の選択要素として認識力、規範意識、現実検討力と自己統制力があるかとか、こういう行動選択の要素の点を注意して調査結果とか鑑別結果を出しながら、この点を少年がちゃんと把握できるかどうかを、少年にこういう物事の考え、自分の問題点を把握させるように努めている。

最近の傾向としては、やはり処分のことにしか目がいってなくて、軽い処分で終わってしまうとすぐ忘れてしまうという少年が多いので、処分以外のマイナス面についてかなり強調するようにはしている。

(別紙第4)

1 家裁調査官の面接調査

面接調査では、少年に非行を振り返らせて内省を促し、必要な説諭を行う。また、少年本人に反省文や誓約書を書かせたり、日記や生活時間表、生活リズム表をつけさせて、生活の立て直しをさせたり、少年に応じて課題図書を読ませて指導をしたり、心理テスト、心理検査、少年の性格傾向や親子の関係など、簡単な性格検査をして、結果を少年及び保護者に振り返らせるということもある。

被害者の立場から犯罪の意味とか、被害者への謝罪、そして被害弁償を指導するなどして、しょく罪意識を高揚させるというような働きかけも行っている。

保護者には家庭監護の実情を聞いて問題点の指摘をしたり、具体的な監護方法について指導や助言も行っている。親子のコミュニケーションがよくない場合は少年の気持ちとか少年の生活実態とかを保護者に伝えたりもする。それから、被害弁償等を指導して、保護者の親としての責任の自覚を促すといったようなさまざまな働きかけをやっている。

2 神戸家裁として行っている保護的な措置

・ シンナー講習

これはシンナーの吸入または所持の罪で初めて家裁送致された少年及び保護者、つまり比較的早い段階に家庭裁判所に送られた要保護性がまだ低い少年を主な対象として、薬物依存がもたらす弊害を早い段階で理解させて、再非行に走らないよう

に手当をするのが目的の講習会である。講習については、当庁の医務室の看護師が講師になり、自前の教材を活用してシンナー吸入が及ぼす心身への影響を視覚的にわかりやすく説明をして、その後、シンナーの有害性を表現しているビデオを鑑賞させ、最後に少年に感想文を書かせて終了する。

- ・ 交通講習

主として無免許運転で家裁送致になった少年と保護者を対象にしている。まず、教材ビデオを鑑賞させ、無免許の危険性や交通ルールを守ることの大切さを教える。そして、家裁調査官が講師となって、無免許運転で生じる最悪のパターンである交通事故等の状態をシミュレーションさせて、遵法精神のかん養を図っている。

業務上過失傷害事件など人身事故で送致された少年については、兵庫少年友の会などの協力外部団体があり、同団体に委託して、交差点や右折の事故等の実際に起こった事故の事例を使って、ディスカッションしながら勉強をする講習会もやっている。

- ・ 保護者の会

原則として月1回実施し、調査中の保護者であるとか、試験観察中の少年の保護者であるとか、保護者の方で、是非ほかのお母さん方、お父さん方の話を聞いてみたいと、だれにも自分の悩みを相談したり話をするところがないんだというような方に、毎回数人ずつくらい参加してもらっている。

会のコンセプトとしては、少年の保護者同士が輪になって和やかに話し合い、互いに悩みを共有し、子供の監護教育上の問題点について新たな気づきを得たり、親としての責任を自覚する場を提供するというもので、進行については、家裁調査官がグループワークの手法を用いて進めている。

- ・ 試験観察中の少年に対する保護的措置

- ア 学生ボランティアによる学習指導

中学生を主な対象に、神戸少年友の会の学生ボランティア部に登録されている大学生が、友の会から派遣され、在宅試験観察になった中学生に個別の学習指導をしてもらっている。

少年については、非常に学力が低く、学習の遅れが目立っていて、それが学校不適應の原因になって、非行と密接に関連しているということも少なくない。そのような少年に対して、数回継続して、学習指導をしてもらっている。また、そ

れを通してお姉さん，お兄さんとして少年の話し相手になってもらい，友達のつき合い方や，いろんな心を和ませるような相手になってもらっている。実績としては，平成16年4月から17年2月現在まで，延べ80回くらい来てもらっている。

イ 社会福祉施設での社会奉仕活動

試験観察中の少年が自分の家から通所して，特別養護老人ホームや知的障害者施設で，数日から2週間前後の社会奉仕をさせる。その方々から非常に感謝される喜び，それから人の役に立つという喜びを通じて，少年は自分のイメージを高めることもできるし，また体を動かして働く喜びも感じることができる。少年は初めて出会う人たちや光景に，最初は非常にカルチャーショックを受けるようであるが，だんだん自分を非常に待ってくれている，非常に歓迎されているという実感を得るにつれて，実に生き生きと活動するようになる。また，この社会奉仕活動にも先ほどの学生ボランティアに同行してもらって，一緒に和やかに奉仕活動するという事もやっている。

ウ キャンプへの参加

年3回，あるキャンプ場経営者に補導委託をして，2泊3日の合宿キャンプを実施している。このキャンプで少年と家裁調査官は，非常に密接な関係を持つことができるし，家庭裁判所の中で見えてない少年，保護者の姿が見えてくるので，非常に要保護性の判断にも役立っている。

春と秋の2回は少年だけを連れてキャンプし，夏は親子で，少年と保護者で来てもらって，毎回数組に参加してもらっている。家裁調査官も数人参加して補導受託者とともにグループ活動や自然を生かした体験的学習を取り入れて指導している。このキャンプで，少年や保護者に非日常的な空間の中で自分を振り返らせることもできるし，人と協力し合うこと，そしてルールを守ることの大切さを学ばせることもできる。親子キャンプでは，親子単位のゲームを取り入れたたり，それぞれ親子1組が1つのテントに寝てもらって，親子の関係を見直す機会をあえて作っている。併せて家裁調査官が少年に個別面接をして，各自の問題点や課題を意識させ，キャンプが終了して現実生活に戻ったときにつなげるというような指導もしている。また，学生ボランティアの方々に補助者として参加してもらっており，少年たちにも非常に好評である。

エ 身柄付きの補導委託

これは、あらかじめ登録された民間ボランティアの補導受託者、その方の自宅や施設に一定期間少年の身柄を預けて、日常生活の中で生活指導と職業指導をしてもらうという制度である。

何らかの事情で保護者が少年を引き取ることができないとき、また、当分の間、地域から離して指導した方がよいというようなときに活用する。少年を、少し自宅から離れた補導委託先で生活をさせ、おおむね3箇月から数箇月の期間、補導受託者に世話になって経過観察をする。試験観察はすべて家裁調査官が担当し、常に連絡をとって、委託先へも訪問しながら様子を見守っていき、その試験観察の経過を見て、裁判官が最終処分を決定する。

